

不足額給付1 判定フローチャート

●令和7年1月1日時点で大分市に住民登録がある
(令和7年度住登外課税者(※1)を含む)

いいえ

大分市では、不足額給付1の対象になりません(令和7年度個人住民税の課税自治体へお問い合わせください)

はい

●定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割が0円

はい

不足額給付2の対象者に該当する可能性があります

いいえ

●令和6年分確定所得税及び令和6年度分個人住民税所得割において、定額減税しきれなかった額を1万円単位で切り上げた額が、当初調整給付額(令和6年度に支給した調整給付額)を上回っている

いいえ

不足額給付1の対象外です

はい

不足額給付1の対象者に該当する可能性があります

※1

大分市以外にお住まいの方で、令和7年度の個人住民税が大分市から課税されている方